

## 3. 「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」の一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>「外務員及び内部管理責任者に対する処分等に係る手続に関する細則」</u></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この細則は、「外務員の登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第6条及び第6条の2の外務員に対する処分及び<u>「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」</u>(以下「内部管理責任者規則」という。)第11条及び第12条の内部管理責任者に対する処分並びに不服の申立てに係る手続の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 処 分 外務員規則第6条第1項及び第2項に規定する <u>処分又は内部管理責任者規則第11条第1項に規定する処分をいう。</u></p> <p>(2) 弁明の手続 外務員規則第6条第3項の規定に基づく <u>弁明の手続又は内部管理責任者規則第11条第3項の規定に基づく弁明の手続をいう。</u></p> <p>(3) 不服の申立て 外務員規則第6条の2の規定に基づく <u>不服の申立て又は内部管理責任者規則第12条の規定に基</u></p>	<p><u>「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」</u></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この細則は、「外務員の登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第6条及び第6条の2の外務員に対する処分及び<u>不服の申立てに係る手続の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(定 義)</p> <p>第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 処 分 外務員規則第6条第1項及び第2項に規定する <u>処分をいう。</u></p> <p>(2) 弁明の手続 外務員規則第6条第3項の規定に基づく <u>弁明の手続をいう。</u></p> <p>(3) 不服の申立て 外務員規則第6条の2の規定に基づく <u>不服の申立てをいう。</u></p>

づく不服の申立てをいう。

(4) 処分対象者 外務員規則第6条第1項及び第2項に規定する処分の対象とされる外務員又は内部管理責任者規則第11条第1項に規定する処分の対象とされる内部管理責任者をいう。

(5)～(6) (略)

## 第2章 弁明の手続

第3条～第6条 (略)

## 第3章 処分通知

(処分通知書)

第7条 本協会は、外務員規則第6条第1項及び第2項又は内部管理責任者規則第11条第1項の規定に基づき、処分対象者の処分を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「処分通知書」という。）を対象会員に通知する。

(1)～(5) (略)

2～6 (略)

## 第4章 不服の手続

第8条～第12条 (略)

(再弁明の期日)

第13条 申立会員の代表者若しくは 内部管理担当役員 及び処分対象者又はこれらの者の代理人（以下総称して「再弁明関係者」という。）は、再弁明の期日に出席しなければならない。

以下略

(4) 処分対象者 外務員規則第6条第1項及び第2項に規定する処分の対象とされる外務員をいう。

(5)～(6) (略)

## 第2章 弁明の手続

第3条～第6条 (略)

## 第3章 処分通知

(処分通知書)

第7条 本協会は、外務員規則第6条第1項及び第2項の規定に基づき、処分対象者の処分を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「処分通知書」という。）を対象会員に通知する。

(1)～(5) (略)

2～6 (略)

## 第4章 不服の手続

第8条～第12条 (略)

(再弁明の期日)

第13条 申立会員の代表者若しくは 内部管理担当役員等 及び処分対象者又はこれらの者の代理人（以下総称して「再弁明関係者」という。）は、再弁明の期日に出席しなければならない。

以下略